

いじめの早期発見に向けて

- 「児童の発する具体的なサイン」(資料5)を活用したチェック
 - ・サインを見落とさないよう、観察・児童理解の視点として常時意識する。
 - ・学期のはじめ、なかでチェックシートとして活用する。
(保護者には「見逃さないでいじめのサイン」(資料4)を年度当初に配付し、懇談など機会を捉えて周知・活用を図っていく。)
- 児童に対するアンケートの実施
 - ・「心のアンケート」(隔月)、「いじめ発見アンケート」(毎月)を行う。
- 教育相談の実施
 - ・毎月教育相談週間を設定し、アンケート結果を活用しながら面接を行う。
- いじめの相談窓口の周知
 - ・学級担任の他に、いじめ問題担当者(生徒指導主事、養護教諭、教務主任、教頭)でもその他の職員でも、話しやすい職員に相談できることを周知する。
- いじめ不登校対策委員会での情報共有
 - ・アンケート結果、教育相談結果の報告及び児童の様子報告
 - ・気になる児童について職員相互に情報交換

いじめに対する措置

いじめの発見・通報

- ・その場でいじめの行為をすぐにやめさせる。
- ・毅然とした態度で指導する。
- ・いじめられている児童や教えてくれた児童の身の安全の確保を最優先とする。

いじめの事実を、生徒指導主事及び管理職に速やかに報告

学級担任、生徒指導主事など複数の職員で事実の確認(聴き取り)を行う。

いじめを認知した場合、校長は、臨時のいじめ不登校対策委員会を開き、全職員で情報の共有化を図る。

- ・事実の確認、報告
- ・調査、指導の方針を協議
- ・校長の決定を受け、指導内容、方法の確認、役割分担等の検討

いじめた児童及びその保護者、いじめられた児童及びその保護者に対して、指導及び報告・連絡を行う。

校長は、町教育委員会、北部教育事務所に報告する。